

輸出国制度調査について

(トルコ共和国)

1. 調査期間等

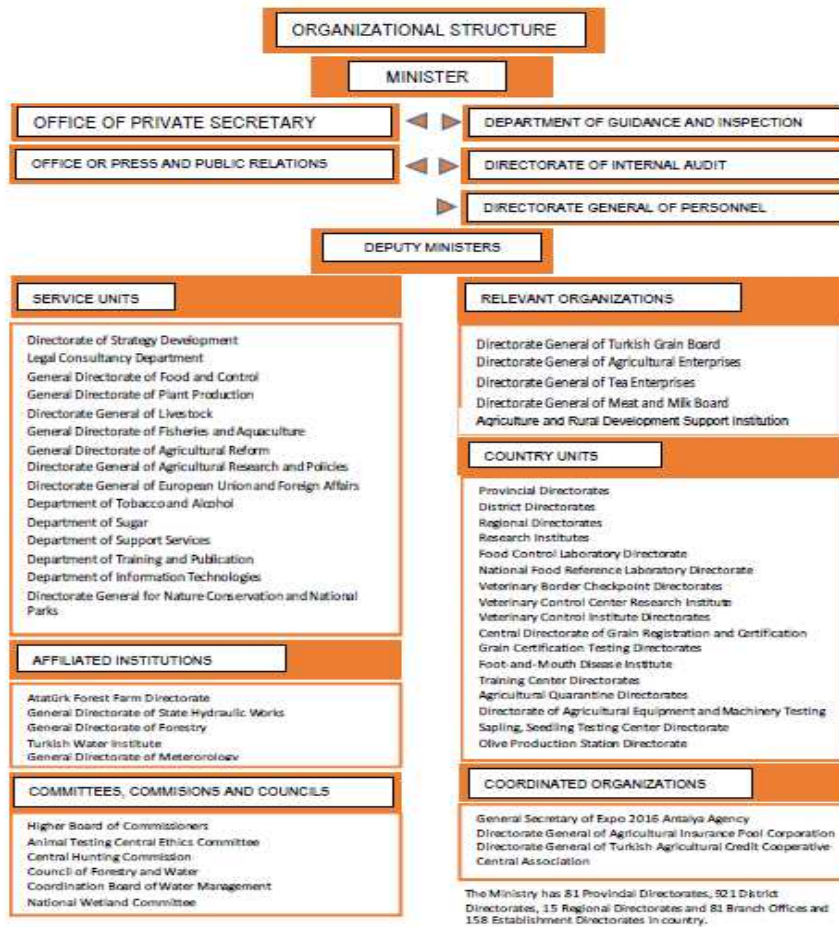
- (1) 期間: 2018 年 12 月
- (2) 内容: トルコ共和国における食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: 農林省

2. 調査結果(概要)

(1) 組織

トルコ共和国において食品衛生行政を担当しているのは農林省であり、農業・畜産業の食品安全を監督している。2018 年 7 月に省庁再編が行われ、15 のメイン部門、5 つの関連部署等を有しており、県レベルで 81 機関、市レベルで 921 機関、国の関連検査機関 40 機関、その他機関が約 150 機関ある。

【農林省の組織】

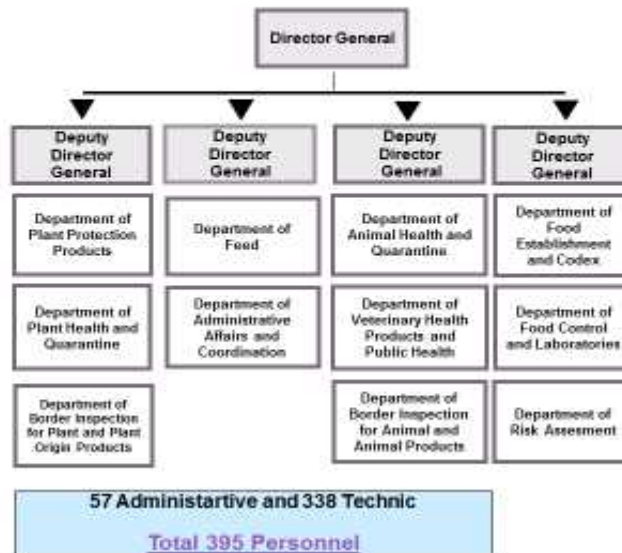


食品管理局 (General Directorate of Food and Control) が食品の管理監督を行っており、食品以外にも家畜や農作物の衛生について飼料を含めて管理監督を実施している。

【食品管理局の組織図】



ORGANISATION CHART



【食品管理局の関係組織】



AFFILIATED INSTITUTIONS



食品管理局の施設には、農作物に関する検査を実施している検疫所(12 施設)、家畜の検査機関(7 施設)、国境にある家畜及び畜産物の輸出入を管理している獣医国境検査所(23 施設)等がある。

食品の安全性確保のための法律は動物検疫・植物検疫・食品・飼料法第 5996 号であり、2010 年に制定された。これは、輸出入を含めた食品(一次産品)製造業者が

遵守すべき法律であり、178/2002/EC をベースとして策定されており、これまでの法律の対象範囲である食品に飼料を追加した法律である。この法律に基づき家畜の衛生、畜産物及び飼料、農作物の安全性について政府により管理監督が行われている。なお、この法律には、230 の関連法規がある。

(2) 農林省(県・市の監視等)

トルコ共和国では、食品及び飼料の製造を行う場合には、まず、政府への登録が必要である。現在、約 675,000 の食品製造者が登録されており、県や市職員の獣医や食品エンジニアが監視を行っている。イズミル県での食品関係検査員は 300 名であり、そのうち県の職員が約 50 名、市の職員が約 250 名である。

製造者が登録されると、県や市の職員が施設での検査を実施する。その後の検査の頻度はリスクの度合いによって決定する。事業区分による基準(食肉、乳製品等はリスクが高く、容器・包装、添加物、清涼飲料水等はリスクが低く設定されている。)、過去の事業報告(規則の遵守、トレーサビリティ及び従業員の教育の実施状況)、事業者の自主管理の信頼性(HACCP の手順、製品の管理及び温度管理状況)、衛生管理(建物の状況、清掃・消毒、ペストコントロール、従業員の衛生管理、施設の衛生管理)ごとにリスクに応じた点数が割り振られ、各項目の点数の合計により、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、8 ヶ月、9 ヶ月、10 ヶ月又は 12 ヶ月に 1 回検査を実施する。

また、食品の輸出入の手続きを行う窓口は、県や市が担当しており、輸入者、輸出者への情報提供も行っている。2011 年 1 月からはオンラインシステムで食品安全情報が管理されており、担当職員が、登録された製造事業者の情報、製造された商品や検査の実施状況、違反情報等についての内容を確認することができる。輸出入業者については、情報システムにより一部の情報を見ることが可能である。

(3) 畜産品の輸出入

畜産部門では、7 つの地方当局が輸出入の検査や海外獣医との情報交換を行っている。畜産品だけでなく、水産加工物、卵、乳製品の検査も実施している。

トルコ国境(港、空港、陸)の獣医国境検査所 23 カ所においては、輸出入検査が行われている。輸入時においては、書類審査後、貨物の確認(書類との同一性、包装を含む現物検査)を実施している。輸出時においては、動物の健康状況、輸出国との合意事項が遵守されているかを検査により確認した後、衛生証明書を発行する。

(4) 農産物、飼料及び器具・容器包装の輸入

輸入監視は、輸入植物性食品と輸入飼料の公的管理規則(Regulation on Official Control of Plant Origin Food and Feed Import)等に基づき実施され、農林省に属する 34 の地方当局が監視を行っており、担当職員数は約 2,000 名である。

輸入者は、輸入をしようとする際、食品安全情報システムを通じて事前届出をしなければならない。届出においては、食品の原材料リスト、ラベル、衛生証明書を提出する。輸入される食品全てについて地方当局が書類審査を実施し、リスクに応じて貨物の同一性の確認や検査(検査の費用は輸入者が負担)を実施する。審査や検査において違反があった貨物については、廃棄、積み戻し又は食用外転用が実施される。

(5) 農産物、飼料及び器具・容器包装の輸出

農林省に属する 81 の地方当局が全ての輸出貨物について監視を行っている。輸出国において衛生証明書の提出が求められる場合は、植物由来の食品及び飼料の輸出衛生証明書の発行並びに積み戻される製品の実施規則 (Issue of Health Certificate for Food of Plant Origin and Feed Export and Implementing Regulation for Products That Return From Export) に基づき衛生証明書が発行される。また、同規則に基づき輸出監視が実施される。輸出監視において違反が発見された場合は、当該貨物について、廃棄又は基準に適合していることを確認の上第3国への輸出等が実施される。

(6) . 参考法令 (URL リンク)

食品衛生全般の根拠法令

動物検疫・植物防疫・食品・飼料法第 5996 号 (5996 Law on Veterinary Services Plant Health Food and Feed(2010.6.13-27610))

https://www.tarimorman.gov.tr/Belgeler/ENG/Legislation/law_veterinary_services.pdf

食品衛生規則 (Regulation on Food Hygiene(2011.12.27-28155))

https://www.tarimorman.gov.tr/Belgeler/ENG/Legislation/regulation_feed_hygiene.pdf

食品・飼料の公的管理に関する規則 (Regulation Regarding Official Controls of Food and Feed(2011.12.17-28145))

https://www.tarimorman.gov.tr/Belgeler/ENG/Legislation/regulation_foodfeed_control.pdf

動物性食品の特別衛生規則 (Regulation of Special Hygiene Rules for Animal Foods(2011.12.27-28155))

https://www.tarimorman.gov.tr/Belgeler/ENG/Legislation/regulation_animalfood_hygiene.pdf